

# 利益相反防止に関する規程

株式会社 ベストサポート

#### (目的)

第1条 この規程は、株式会社ベストサポート（以下、「法人」という）の倫理規定に基づき、法人の役員の利益相反を適切に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において、法人の役員が法人の事業目的に即した職務に従事する場合のうち、自己または第三者に、利益・地位・利権など（利益の種類を問わない）をもたらす場合とする。

(1) 法人の役員が自己また第三者の利益を図り、法人の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとする。その行為の種類は問わない。

#### (禁止事項)

第3条 役員等は、業務を行うに当たり、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行うものに対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。

(1) 役員等は、業務に当たり、役員、職員、法人のその他の関係者あるいは実行団体の関係者に対し、特別な利益を与える行為を禁ずる。

(2) 利益相反の防止を目的として、法人からの助成または貸付を受ける実行団体及び業務を行う団体の理事、職員、その他の意思決定へ関与する権限を有する者の法人への関与を禁ずる。

(3) 役員等は、その他の利益相反行為を禁ずる。

#### (自己申告)

第4条 役員等は、利益相反に関する状態および取引が発生した場合または発生する可能性がある場合には、その内容に関し、代表に対して速やかに書面により自己申告を行うものとする。

2 前項の申告以降、申告事項に変更があった場合は、その内容または状態について代表に対して速やかに書面により申告するものとする。

#### (申告後の対応)

第5条 前条の規程に基づく申告を受けた代表は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じて、速やかに当該申告を行った者に対して、法人との利益相反状況の防止または、適正化のための必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、報告を受けた代表は、申告内容の確認を徹底した上、必要に応じて、速やかに当該申告を行った代表に対して適正化等措置を求めるものとする。

#### (申告内容および申告書面の管理)

第6条 申告された内容および提出された書面は、事務局にて管理する。

#### (コンプライアンス委員会)

第7条 コンプライアンス委員会の組織および運営等については、コンプライアンス規程にて別に定める。

2 代表は、利益相反に関する重要事項については、コンプライアンス委員会の助言を得た上で決定を行う。

(審理事項等)

第8条 次の事項は、コンプライアンス委員会の意見を受けた上で決定するものとする。

- (1) 法人、団体および業務を行う団体における利益相反に係る事案の適否
- (2) 利益相反に関する規程類の改廃
- (3) 契約規程に定める随意契約に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 利益相反防止を所掌する部署は、次の事項をコンプライアンス委員会に報告する。

- (1) 契約規程に定める随意契約に関する事項
- (2) 第4条に規定する自己申告の結果
- (3) その他必要な事項

(調査等)

第9条 コンプライアンス委員会は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る職員に対し、事情聴取、資料提出要求、その他必要な調査をすることができる。

2 コンプライアンス委員会は、必要と認められるときは、関係者または外部専門家の出席を求めその意見を聞くことができる。

(審査結果)

第10条 コンプライアンス委員会が第8条第1項に掲げる事項を審議した結果、当該事案が改善すると判断した場合は、委員長は、当該利益相反に係る役員等に対し、改善勧告を行う。

2 前項の改善を受けた役員等は、コンプライアンス委員会に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

附則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。